

平成24年7月24日
国土交通省直轄事業における公共事業の
品質確保の促進に関する懇談会

資料4

生産性向上に向けた検討について(案)

施工管理における受発注者の役割と品質確保を目指す今後の方向性について

1) 施工管理における受発注者の役割

発注者：契約図書どおりに適切に施工されたことを**検査する役割**

受注者：契約図書どおりに**適切に施工する役割**

2) 品質確保のための施工管理の方向性

施工時を通じての**施工確認の充実**(**施工プロセスの確認**)

3) 今日までの取り組み

発注者として、施工プロセスを通じての確認を検査と位置付けて実施

→「**施工プロセスを通じた検査**」の導入(大規模工事)の試行(H18～)

受注者として、一定規模以上の工事で**品質証明員制度**を導入(H8～)

4) 今後、全工事での展開を進めるにあたって考えられる課題

・**施工プロセスを通じた検査**

①検査体制等が未確立で現場での対応が**効率的に実施されていない**

②検査方法、検査内容について、**効率化の観点から検討が必要**

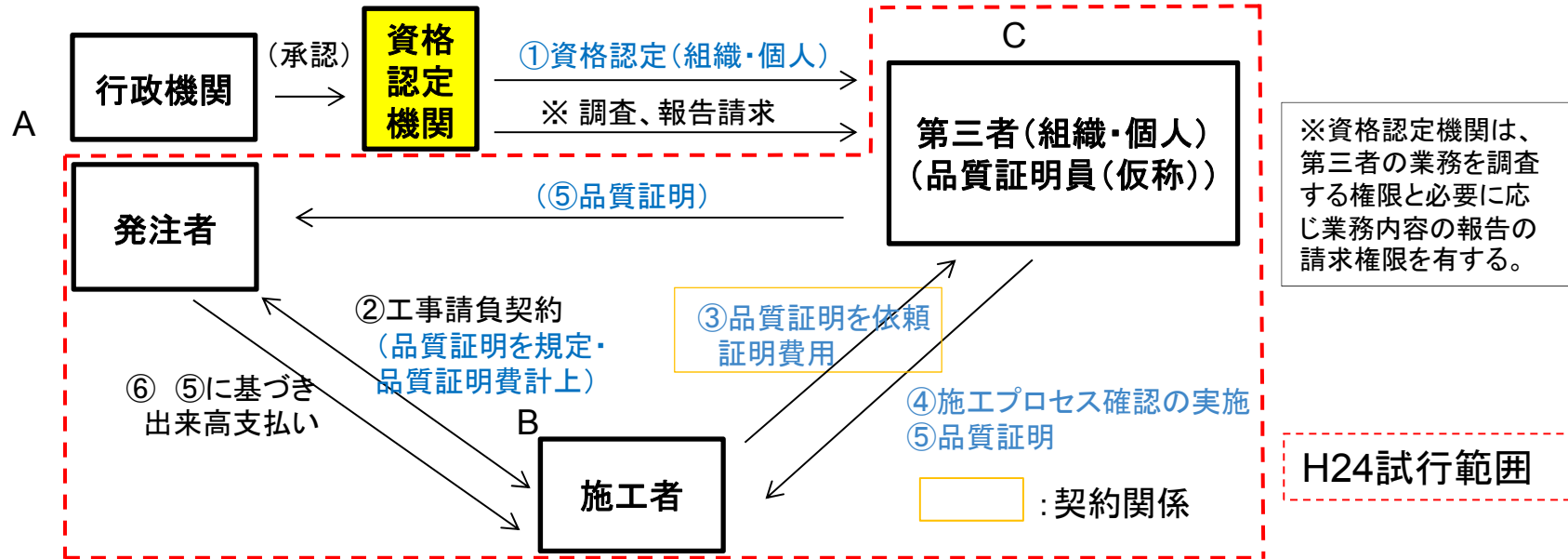
・**品質証明員制度について**

証明体制に課題(施工業者の社内技術者による証明)があり、十分に活用されているとは言えない

5) 今後の方向性

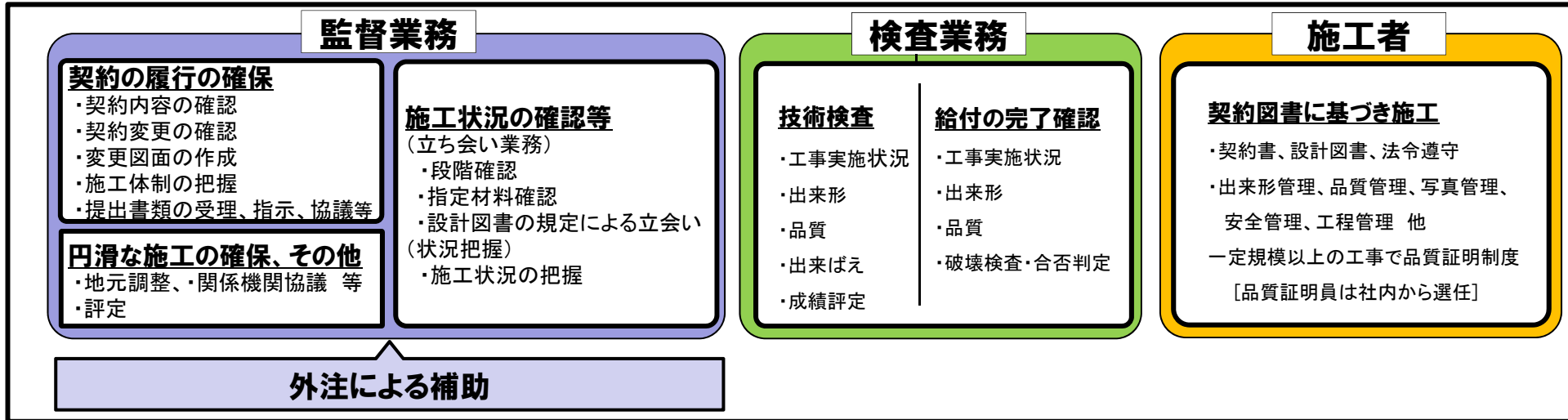
受発注者それぞれの役割を果たしていくために、**施工者と契約した第三者による品質証明の導入**を検討する。

施工者と契約した第三者による品質証明の導入

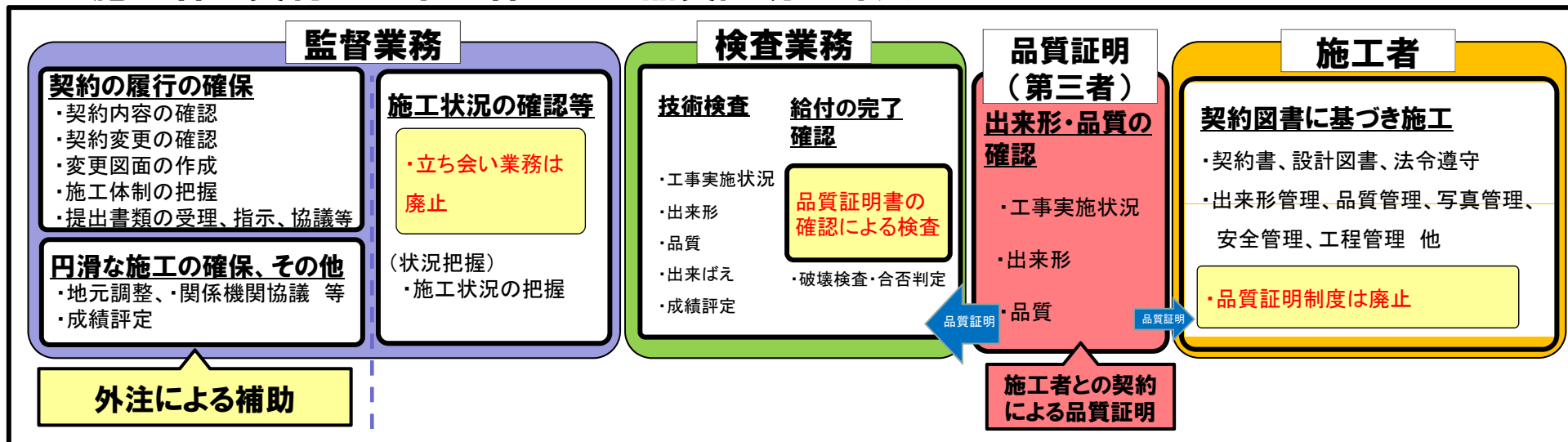


- 【内容】**
- ① 資格認定機関が第三者(組織・個人)に品質証明員(仮称)としての資格を認定する(例: 技術士・一級土木等の既存資格 + 現場経験〇年)
 - ② 工事の請負契約時に、品質証明を規定し証明費用を計上する
 - ③ 施工者から第三者に品質証明を依頼し、費用を支払う
 - ④ 品質証明員(仮称)は、施工プロセスの確認を実施する
 - ⑤ 品質証明員(仮称)は、施工者及び発注者に品質証明を行う
 - ⑥ 発注者は、⑤の報告に基づき施工者に出来高部分払いを行う

I. 現行の体制と業務内容



II. 施工者と契約した第三者による品質証明の導入



【制度の運用に向けた検討・整理事項】

- 制度の設計
- 資格認定の枠組み
- 第三者の資格、中立性の確保
- 第三者の責任についての法的整理

【H24年度試行の実施】

- 品質確保の実効性
- 制度の効率性 などを検証

【試行に向けての検討事項】

- 第三者の確保 (当面は発注者にて調達)
- 試行のための要領及び試行用の基準類の整備
- 試行工事の選定 (一般土木A,B,C など)

※試行期間における第三者の整理事項

- ・第三者の中立性は、発注者にて調達することにより確保
- ・第三者の責任については、完成した構造物に瑕疵等があった場合の修補に係る第三者の賠償責任を限定的にするなどにより対応